

給 与 規 則

社会福祉法人 博愛会

目 次

第1条	基本給	3
第2条	役職手当	3
第3条	資格手当	3
第4条	家族手当	3
第5条	通勤手当	3
第6条	住宅手当	4
第7条	待機手当	4
第8条	被服手当	4
第9条	時間外勤務手当	4
第10条	休日勤務手当	4
第11条	深夜業等手当	4
第12条	宿・日直手当	4
第13条	特別手当	5
第14条	給与改定	5
第15条	昇給基準	5
第16条	職位の昇進・解任・降格	5
第17条	平均給与	5
第18条	給与の計算期間・締日及び支払日	5
第19条	退職・死亡時の支払い	6
第20条	非常時払い	6
第21条	給与の異動	6
第22条	各種休暇・休業中の給与	6
第23条	休業手当	6

第24条	災害補償	6
第25条	休職者の給与	7
第26条	臨時給与	7
第27条	給与の一部不支給	7
第28条	旅費	7
第29条	退職金	7
第30条	規則の改廃	7
附則			

社会福祉法人博愛会就業規則（以下「就業規則」という。）第38条に基づいて職員の給与に関する基準及び手続き等の給与規則を定めます。

（基本給）

第1条 社会福祉法人博愛会（以下「法人」という。）に勤務する職員の基本給は、年齢、経験年数等に応じた本人給に当該職員の能力に応じた能力給を加算して決めます。本人給は別表1の1に、能力給は別表1の2によります。ただし、職員の同意がある場合は、年俸制とすることがあります。

2 新規採用職員の初任給は、別表2によります。また、中途採用者、大卒者については、資質、能力、前歴経験等を総合的に判断して決定します。

3 パート職員の基本給等については、別に定めます。

（役職手当）

第2条 役職の職位にある職員には、役職の種類により別表3による役職手当を支給します。

ただし、責任者については人事異動等により指導的立場を失った場合は、これを支給しない。

（資格手当）

第3条 資格手当は、別表4に定める資格を有し、その業務に従事する者に対して支給します。

（家族手当）

第4条 職員と生計を一にする健康保険上の扶養親族のうち、次の者に対し、家族手当を支給します。

（1）配偶者

（2）18歳未満の子。ただし、学校教育法等に定める学校の在学者は、22歳の年度末までの者

（3）その他の親族

2 家族手当の支給額は、別表5によります。

3 新たに家族手当の支給対象者が生じた場合は、住民票記載事項証明書、所得証明書等必要書類を添え、直ちに総務部長に届け出てください。

4 扶養親族が家族手当の支給要件を欠くこととなった場合は、遅滞なくその旨を総務部長に届け出てください。

（通勤手当）

第5条 通勤手当は、自宅から施設までの通勤距離が法人の認めた合理的な経路で片道2km以上の次の者に支給します。

(1) 通勤のため常時、一定の交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする者

(2) 通勤のため自家用車等の交通用具を使用することを常例とする者

(3) 通勤のため徒歩による者

2 通勤手当の支給額は、別表6によります。

(住宅手当)

第6条 職員の居住住宅に対し、住宅手当を支給します。ただし、非世帯主を除きます。

2 住宅手当の支給額は、別表7によります。

(待機手当)

第7条 夜間に必要があるときに勤務に就くために待機する職員に対し、待機手当を支給します。

2 待機手当の支給額は、別表8によります。

(被服手当)

第8条 被服を支給されない職員には、被服手当を支給します。

2 被服手当の支給額は、別表9によります。

(時間外勤務手当)

第9条 業務の都合で就業規則第24条に定める所定就業時間を超えて勤務することを命じた場合は、時間外勤務手当を支給します。

2 時間外勤務手当の支給額及び算定方法は、別表10によります。

(休日勤務手当)

第10条 休日に勤務することを命じた場合は、休日勤務手当を支給します。ただし、予め指定して振替休日を与えた場合は、休日勤務手当は支給しません。

2 休日勤務手当の支給額及び算定方法は、別表11によります。

(深夜業等手当)

第11条 午後10時から午前5時までの間に勤務することを命じた場合は、深夜割増手当を支給します。

2 夜勤シフトに入る職員には、夜勤シフト1回につき、第1項の深夜割増手当を含んだ夜勤手当を支給します。

3 深夜業手当の支給額及び算定方法は、別表12によります。

(宿・日直手当)

第12条 宿直又は日直勤務を命じた場合は、鳥取県最低賃金の減額特例に従い、宿・日直手当を支給します。

2 宿・日直手当の支給額は、別表13によります。

(特別手当)

第13条 年末・年始の時期に勤務した職員には、特別手当を支給します。

2 年末・年始の期間、特別手当の支給額は、別表14によります。

3 要件を満たす職員には、特定処遇改善手当及び処遇改善支援補助金手当を毎月同額支給する。なお、支給額は、別に定める。

(給与改定)

第14条 職員の給与改定(昇給・降給)は、原則として毎年4月に行います。ただし、特別に必要な場合は、臨時に給与改定を行うことがあります。

2 昇給は、別表15に定める昇給基準によります。

3 給与改定は、勤務成績、勤務態度等人事考課の結果をもって行います。

(昇給基準)

第15条 次に掲げる者は、昇給を保留するか、又は行わないことがあります。

(1) 3ヶ月以上休業した者

(2) 勤務成績不良のもの

(3) 休職中の者

(4) 引き続き勤務した期間が1ヵ年以上に達しない者

(5) 期間を定めて採用する者

(職位の昇進・解任・降格)

第16条 職員の職位を昇進し、若しくは解任(降職)し、又は職能資格制度上の資格・等級を見直す(降格・降級)ことがあります。

なお、降格・降級基準は、別に定めます。

2 職位の昇進、解任、降格等に伴い、給与改定を行います。

(平均給与)

第17条 この規則で平均給与とは、月平均所定労働時間の基準給与額とします。

(給与の計算期間・締日及び支払日)

第18条 基本給の計算期間は、1日から月末までとし、当月25日に支払います。ただし、支払日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とします。

2 時間外勤務手当、夜勤手当、待機手当、休日勤務手当、深夜業手当、宿日直手当及び特別手当の計算期間は、第1項によるが、支払いは翌月25日の支払日とします。

3 途中で採用された職員、又は退職、休職、復職した職員の給与は、所定労働日数により日割り計算します。

4 次に掲げるものは、給与支払いの際に控除します。

- (1) 給与にかかる所得税及び地方税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の本人負担分
- (3) その他政令又は職員の過半数を代表とする者との書面による協定によって定められたもの。

5 給与は、通貨で直接、その全額を支払います。ただし、職員が希望した場合は、職員が指定する金融機関口座振込みにより支払います。

(退職・死亡時の支払い)

第19条 職員が退職又は死亡した場合において、本人又は遺族から請求があったときは、当該請求のあった日から7日以内に既往の労務に対する給与を支払います。

2 死亡した場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法の定めによります。

(非常時払い)

第20条 職員又は職員の収入によって生計を維持する者から、次に掲げる事項に該当し、請求があったときは、第19条の定めにも拘わらず、既往の労務に対する給与を支払います。

- (1) 出産、疾病又は災害の場合
- (2) 婚礼又は葬儀の場合
- (3) その他法人が必要と認めた場合

(給与の異動)

第21条 給与に異動があった場合には、その日から新給与によって計算します。ただし、諸手当については、異動事由となる届出を提出した日が各月3日以降である場合は、翌月の給与から支給します。

2 月の途中で新任となった場合は、日割り計算します。

(各種休暇・休業中の給与)

第22条 年次有給休暇、その他各種休暇・休業中の給与は、別表16に支給区分を定めます。

(休業手当)

第23条 法人の責めに帰すべき事由により、職員を休業させた場合には、休業手当として平均賃金の100分の60を支給します。

(災害補償)

第24条 職員が業務上負傷し若しくは疾病に罹り休業し又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めるところにより災害補償を行います。

(休職者の給与)

第25条 休職を命じた職員には、給与は支払いません。

(賞与)

第26条 7月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在籍する職員に対し、法人の経営実績に応じ、賞与を支給することがあります。

2 支給額、支給方法は、その都度定めます。

(給与の一部不支給)

第27条 第22条中別表16に定める、各種休暇を取得したときに給与が支給されない場合、及び欠勤・遅刻・早退をした場合には、その勤務しない日、又は勤務しない時間の給与は支給しません。

(旅費)

第28条 職員に出張を命じた場合は、出張中の費用として交通費、宿泊費、その他法人が必要と認めた実費を支給します。

(退職金)

第29条 職員の退職金は、独立行政法人福祉医療機構が定める社会福祉施設職員等退職手当共済事業の適用者に支給します。

(規則の改廃)

第30条 この規則を改正又は改廃するときは、法人理事会の議決を得るものとします。

附則

- 1 この規則は平成11年1月22日から施行する
- 2 この規則は平成12年3月23日から施行する
- 3 この規則は平成12年8月25日から施行する
- 4 この規則は平成14年4月 1日から施行する
- 5 この規則は平成16年4月 1日から施行する
- 6 この規則は平成17年4月 1日から改正施行する
- 7 この規則は平成19年4月 1日から改正施行する
- 8 この規則は平成23年4月 1日から改正施行する

- 9 この規則は平成25年5月1日から一部改正します。
- 10 この規則は平成26年10月14日から一部改正します。
- 11 この規則は平成27年4月1日から改正施行する
- 12 この規則は平成28年10月12日から適用する。
- 13 この規則は平成29年5月30日を施行日とし、平成29年4月1日から適用する。
- 14 この規則は平成29年10月6日から一部改正し施行する。
- 15 この規則は平成30年4月1日から一部改正し施行する。
- 16 この規則は平成30年6月1日を施行日とし、平成30年4月1日から適用する。
- 17 この規則は平成30年11月8日を施行日とし、平成30年4月1日から適用する。
- 18 この規則は平成31年4月1日から一部改正し施行する。
- 19 この規則は令和2年4月1日から一部改正し施行する。
- 20 この規則は令和2年9月29日から一部改正し施行する。
- 21 この規則は令和3年4月1日から一部改正し施行する。
- 22 この規則は令和3年9月1日から一部改正し施行する。
- 23 この規則は令和4年3月12日を施行日とし、令和4年4月1日から適用する。
- 24 この規則は令和4年10月1日から一部改正し施行する。
- 25 この規則は令和5年4月1日から適用する。
- 26 この規則は令和5年10月1日から適用する。
- 27 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1の1)

本人給 (第1条第1項関係)

年齢	経験年数	金額	差額	年齢	経験年数	金額	差額
18		115,000		50	32	145,364	1,096
19	1	117,050	2,050	51	33	以下、同額	以下、同額
20	2	119,100	2,050	52	34		
21	3	121,150	2,050	53	35		
22	4	123,200	2,050	54	36		
23	5	124,100	1,900	55	37		
24	6	126,000	1,900	56	38		
25	7	127,900	1,900	57	39		
26	8	129,800	1,900	58	40		
27	9	131,700	1,900	59	41		
28	10	133,600	1,900	60	42		
29	11	135,500	1,900	61	43		
30	12	136,596	1,096	62	44		
31	13	137,692	以下、同額	63	45		
32	14	138,788		64	46		
33	15	139,884		65	47		
34	16	140,980					
35	17	142,076					
36	18	143,172					
37	19	144,268					
38	20	145,364					
39	21	146,460					
40	22	以下、同額					
41	23						
42	24						
43	25						
44	26						
45	27						
46	28						
47	29						
48	30						
49	31						

(別表1の2)

能力給(号俸表)

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	27,500	42,750	56,050	72,990	110,026	150,032	185,014
2	28,002	43,081	56,334	73,465	110,389	150,178	185,186
3	28,503	43,412	56,619	73,940	110,752	150,324	185,358
4	29,005	43,743	56,903	74,415	111,115	150,470	185,530
5	29,507	44,075	57,188	74,890	111,478	150,616	185,702
6	30,008	44,406	57,472	75,365	111,841	150,762	185,874
7	30,510	44,737	57,757	75,840	112,204	150,908	186,046
8	31,012	45,068	58,041	76,315	112,567	151,054	186,218
9	31,514	45,399	58,326	76,790	112,930	151,200	186,390
10	32,015	45,730	58,610	77,265	113,293	151,346	186,562
11	32,517	46,061	58,895	77,740	113,656	151,492	186,734
12	33,019	46,393	59,179	78,215	114,019	151,638	186,906
13	33,520	46,724	59,464	78,690	114,382	151,784	187,078
14	34,022	47,055	59,748	79,165	114,745	151,930	187,250
15	34,524	47,386	60,033	79,640	115,108	152,076	187,422
16	35,025	47,717	60,317	80,115	115,471	152,222	187,594
17	35,527	48,048	60,602	80,590	115,834	152,368	187,766
18	36,029	48,379	60,886	81,065	116,197	152,514	187,938
19	36,530	48,711	61,171	81,540	116,560	152,660	188,110
20	37,032	49,042	61,455	82,015	116,923	152,806	188,282
21	37,534	49,373	61,740	82,490	117,286	152,952	188,454
22	38,036	49,704	62,024	82,965	117,649	153,098	188,626
23	38,537	50,035	62,309	83,440	118,012	153,244	188,798
24	39,039	50,366	62,593	83,915	118,375	153,390	188,970
25	39,541	50,697	62,878	84,390	118,738	153,536	189,142
26	40,042	51,029	63,162	84,865	119,101	153,682	189,314
27	40,544	51,360	63,447	85,340	119,464	153,828	189,486
28	41,046	51,691	63,731	85,815	119,827	153,974	189,658
29	41,547	52,022	64,016	86,290	120,190	154,120	189,830
30	42,049	52,353	64,300	86,765	120,553	154,266	190,002
31	42,551	52,684	64,585	87,240	120,916	154,412	190,174
32	43,053	53,015	64,869	87,715	121,279	154,558	190,346
33	43,554	53,347	65,154	88,190	121,642	154,704	190,518

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
34	44,056	53,678	65,438	88,665	122,005	154,850	190,690
35	44,558	54,009	65,723	89,140	122,368	154,996	190,862
36	45,059	54,340	66,007	89,615	122,731	155,142	191,034
37	45,561	54,671	66,292	90,090	123,094	155,288	191,206
38	46,063	55,002	66,576	90,565	123,457	155,434	191,378
39	46,564	55,333	66,861	91,040	123,820	155,580	191,550
40	47,066	55,665	67,145	91,515	124,183	155,726	191,722
41	47,568	55,996	67,430	91,990	124,546	155,872	191,894
42	48,069	56,327	67,714	92,465	124,909	156,018	192,066
43	48,571	56,658	67,999	92,940	125,272	156,164	192,238
44	49,073	56,989	68,283	93,415	125,635	156,310	192,410
45	49,575	57,320	68,568	93,890	125,998	156,456	192,582
46	50,076	57,651	68,852	94,365	126,361	156,602	192,754
47	50,578	57,983	69,137	94,840	126,724	156,748	192,926
48	51,080	58,314	69,421	95,315	127,087	156,894	193,098
49	51,581	58,645	69,706	95,790	127,450	157,040	193,270
50	52,083	58,976	69,990	96,265	127,813	157,186	193,442
51	52,585	59,307	70,274	96,740	128,176	157,332	193,614
52	53,086	59,638	70,559	97,215	128,539	157,478	193,786
53	53,588	59,969	70,843	97,690	128,902	157,624	193,958
54	54,090	60,301	71,128	98,165	129,265	157,770	194,130
55	54,591	60,632	71,412	98,640	129,628	157,916	194,302
56	55,093	60,963	71,697	99,115	129,991	158,062	194,474
57	55,595	61,294	71,981	99,590	130,354	158,208	194,646
58	56,097	61,625	72,266	100,065	130,717	158,354	194,818
59	56,598	61,956	72,550	100,540	131,080	158,500	194,990
60	57,100	62,287	72,835	101,015	131,443	158,646	195,162
61	57,602	62,619	73,119	101,490	131,806	158,792	195,334
62	58,103	62,950	73,404	101,965	132,169	158,938	195,506
63	58,605	63,281	73,688	102,440	132,532	159,084	195,678
64	59,107	63,612	73,973	102,915	132,895	159,230	195,850
65	59,608	63,943	74,257	103,390	133,258	159,376	196,022
66	60,110	64,274	74,542	103,865	133,621	159,522	196,194
67	60,612	64,605	74,826	104,340	133,984	159,668	196,366
68	61,113	64,937	75,111	104,815	134,347	159,814	196,538
69	61,615	65,268	75,395	105,290	134,710	159,960	196,710

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
70	62,117	65,599	75,680	105,765	135,073	160,106	196,882
71	62,619	65,930	75,964	106,240	135,436	160,252	197,054
72	63,120	66,261	76,249	106,715	135,799	160,398	197,226
73	63,622	66,592	76,533	107,190	136,162	160,544	197,398
74	64,124	66,923	76,818	107,665	136,525	160,690	197,570
75	64,625	67,255	77,102	108,140	136,888	160,836	197,742
76	65,127	67,586	77,387	108,615	137,251	160,982	197,914
77	65,629	67,917	77,671	109,090	137,614	161,128	198,086
78	66,130	68,248	77,956	109,565	137,977	161,274	198,258
79	66,632	68,579	78,240	110,040	138,340	161,420	198,430
80	67,134	68,910	78,525	110,515	138,703	161,566	198,602
81	67,636	69,241	78,809	110,990	139,066	161,712	198,774
82	68,137	69,573	79,094	111,465	139,429	161,858	198,946
83	68,639	69,904	79,378	111,940	139,792	162,004	199,118
84	69,141	70,235	79,663	112,415	140,155	162,150	199,290
85	69,642	70,566	79,947	112,890	140,518	162,296	199,462
86	70,144	70,897	80,232	113,365	140,881	162,442	199,634
87	70,646	71,228	80,516	113,840	141,244	162,588	199,806
88	71,147	71,559	80,801	114,315	141,607	162,734	199,978
89	71,649	71,891	81,085	114,790	141,970	162,880	200,150
90	72,151	72,222	81,370	115,265	142,333	163,026	200,322
91	72,652	72,553	81,654	115,740	142,696	163,172	200,494
92	73,154	72,884	81,939	116,215	143,059	163,318	200,666
93	73,656	73,215	82,223	116,690	143,422	163,464	200,838
94	74,158	73,546	82,508	117,165	143,785	163,610	201,010
95	74,659	73,877	82,792	117,640	144,148	163,756	201,182
96	75,161	74,209	83,077	118,115	144,511	163,902	201,354
97	75,663	74,540	83,361	118,590	144,874	164,048	201,526
98	76,164	74,871	83,646	119,065	145,237	164,194	201,698
99	76,666	75,202	83,930	119,540	145,600	164,340	201,870

(別表2)

○初任給基準表(第1条第2項関係)

業務部門	職種	給与(月額)
介護士等専門職	看護師	162,700
	准看護師	151,500
	助産師・保健師	162,700
	介護支援専門員	
	社会福祉士	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚師	
	管理栄養士	156,800
	介護福祉士	151,500
	歯科衛生士	146,900
	栄養士	
	生活相談員	142,500
	介護士	
事務職	事務員	142,500
例外規定	中途採用者、大卒は、理事長が資質・能力、前歴経験等を総合的に判断し、初任給を決定する。	

(別表3)

○役職手当(第2条関係)

本部長	月額	60,000円
部長	月額	50,000円
次長	月額	45,000円
課長(所長)		
(L1)	月額	25,000円
(L2)	月額	35,000円
(L3)	月額	40,000円
主任		
(L1)	月額	6,000円
(L2)	月額	12,000円
(L3)	月額	15,000円
責任者	月額	3,000円

※ 新たに課長・主任となる者はL1から支給する。

※ ただし、平成31年3月31日現在支給されている者は従前のおりとする。

(別表 4)

○資格手当 (第 3 条関係)

・保健師	月額	30,000円
・看護師	月額	30,000円
・准看護師	月額	25,000円
・作業療法士	月額	20,000円
・理学療法士	月額	20,000円
・管理栄養士	月額	20,000円
・精神保健福祉士	月額	15,000円
・歯科衛生士	月額	15,000円
・社会福祉士 (ソーシャルワーカー)	月額	20,000円
・介護支援専門員 (ケアマネージャー)	月額	20,000円
・サービス管理責任者	月額	5,000円
・児童発達支援管理責任者	月額	5,000円
・介護福祉士	月額	5,000円
・栄養士	月額	5,000円
・保育士	月額	5,000円
・生活相談員	月額	10,000円
・相談支援専門員	月額	5,000円

※ 課長職以上の者は、上限 20,000円までとする。

(別表5)

○家族手当(第4条関係)

1 配偶者がいる場合

(1) 配偶者 月額 10,000円

(2) 18歳未満の子。ただし、学校教育法に定める学校の在学者は、22歳の年度末までの者

1人につき 月額 3,000円

(3) その他の親族

1人につき 月額 1,000円

2 配偶者がいない場合

扶養親族1人目 月額 6,500円

2人以上1人につき 月額 3,000円

(別表6)

○通勤手当（第5条関係）

片道10kmにつき1日100円とする。月額固定で支給する場合は、往復距離に1日あたりの金額を乗じ、所定労働日数をかけた額を支給する。ただし、上限を25,000円とする。

(別表 7)

○住宅手当 (第 6 条関係)

世帯主の場合 月額 1, 0 0 0 円

(別表 8)

○待機手当 (第 7 条関係)

- | | | | |
|---|------------------------------------|--------|------------|
| 1 | 看護職員の夜間待機 | 1 回につき | 1, 0 0 0 円 |
| 2 | 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに所属する 職員の夜間待機 | 1 回につき | 5 0 0 円 |
| 3 | 相談支援事業所りんくに所属する職員の夜間待機 | 1 回につき | 5 0 0 円 |
| 4 | グループホーム業務に関わる職員の夜間待機 | 1 回につき | 1, 0 0 0 円 |

(別表 9)

○被服手当 (第 8 条関係)

月額 800 円

※ 被服手当の計算期間は、毎月初日から月末までとし、出勤日数による減額は行わない。ただし、全日数欠勤の場合は、支給しない。

(別表10)

○時間外勤務手当（第9条関係）

支給額＝1時間当たりの算定基礎額×100分の125×超過時間数

※1時間当たりの算定基礎額＝（基本給、役職手当及び資格手当、被服手当、特定処遇改善手当及び処遇改善支援補助金手当の月額）÷1ヶ月平均所定労働時間数

ただし、役職手当は、主任の職にある場合をいい、課長職以上の職にあるときは、算入しない。

(別表 1 1)

○休日勤務手当 (第 1 0 条関係)

支給額

1 法定休日の場合

1 時間当たりの算定基礎額 × 1 0 0 分の 1 3 5 × 法定休日勤務の時間数

2 法定外休日の場合

1 時間当たりの算定基礎額 × 1 0 0 分の 1 2 5 × 法定外休日勤務の時間数

(別表 1 2)

○深夜業手当等 (第 1 1 条関係)

支給額

1 深夜割増手当

午後 1 0 時から午前 5 時の間に勤務する場合

1 時間当たりの算定基礎額 × 1 0 0 分の 2 5 × 深夜勤務時間数

2 深夜回数手当

夜勤シフトに入る職員には、深夜割増手当を含んだ手当として、以下の額を支払う。

(準夜シフト + 深夜シフト) = 8, 0 0 0 円

ただし、準夜シフト・深夜シフト内において不就労時間がある場合、実労働時間が 8 時間未満である場合は支給しない。この場合、通常の深夜割増手当を支払う。

(別表 1 3)

○宿・日直手当 (第 1 2 条関係)

1	宿直手当	1 回につき	1 0, 0 8 0 円
2	日直手当	1 回につき	7, 2 0 0 円

*最低賃金の発効年月日が令和 5 年 1 0 月 5 日であるため、当該日以降適用する。

(別表14)

○特別手当（第13条関係）

12月30日、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日に勤務した場合、1日当たり5,000円を支給する。ただし、実労働時間が8時間に満たない職員には、実労働相当分を支給する。

なお、宿直の場合は、1回一律2,500円を支給する。

(別表 1 5)

○昇給基準表 (第 1 4 条第 2 項関係)

昇給号棒数	評 価
5	職責を超えて職務を果たしており、他の模範となっている。
4	指示された職務は完璧に遂行しており、他の模範となっている。
1～3	指示された職務は遂行しており今後、期待できる。
0	指示された職務は、ほぼ遂行している。
△1	指示された職務を十分に遂行したと認められず、支障が生じている。
△2～3	指示された職務の遂行に支障があり、改善される姿勢が期待できない。

(別表 1 6)

各種休暇・休業中の給与の支給、不支給（第 2 2 条関係）

各種休暇等と給与、出勤率等との関係は、次のとおりである。

(別表16)

各種休暇・休業中の給与の支給、不支給（第22条関係）

各種休暇等と給与、出勤率等との関係は、次のとおりである。

		給与支給	出勤率算定	定昇期間算定	臨給控除算定	勤続年数算入
年次有給休暇		○	○	○	×	○
産前産後休暇		×	○	○	×	○
母性休暇		○	○	○	×	○
育児休業		×	○	×	○	○
介護休業		×	○	×	○	○
特別休暇						
1	天災地変	○	○	○	×	○
2	官公庁出頭	○	○	○	×	○
3	選挙権行使	○	○	○	×	○
4	母性保護	○	○	○	×	○
5	育児時間	○	○	○	×	○
6	結婚	○	○	○	×	○
7	忌引き	○	○	○	×	○
8	生理休暇	○	○	○	×	○
9	理事長許可	×	○	×	×	×
10	子の看護	○	○	○	×	○
11	介護休暇	○	○	○	×	○
休職 (博愛会都合)		×	○	×	×	○
休職 (自己都合)		×	×	×	○	×

※ ○＝支給、算定・参入する ×＝支給しない、算定・参入しない。

※ ○＝支給、算定・参入する ×＝支給しない、算定・参入しない。